資料3-1

厚生労働省

女性の健康支援について

平成30年4月12日
厚生労働省
健康局
子ども家庭局

健康局

女性の健康の包括的支援に関する課題について

- 女性の**心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策**が必要

- 女性の**就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策**が必要

女性の健康課題に対する包括的な視点をもち、関係部局間で情報を共有し、連携をさらに深めながら、**生涯を通じた女性の健康支援**にしっかりと取組むことが必要

女性の健康推進室の設置について

女性の健康の包括的支援に関する課題を解決するため

平成27年10月1日　女性の健康推進室を設置

設置目的

- 人生の各段階における女性の心身の状態に応じて、適切かつ効果的な支援が行われること
- 社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた必要な支援が行われること
- 女性が、その心身の状態、変化等を自覚しつつ、自らの健康の保持増進等について、主体的に判断して取り組むことを基本とし、そのための社会的環境の整備が図られるようにすること
- 保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画社会の形成その他の関連施策の有機的な連携が図られ、総合的に女性の健康の包括的支援が行われること

各ライフステージにおける女性の健康に関する主な施策等

ライフステージ	主な施策等
1．思春期	(1) 思春期の心と体の健康相談 (2) 性感染症対策
2．妊娠・出産期	(1) 妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援 (2) 周産期医療体制の充実 (3) 子宮頸がん対策 (4) 働く女性の母性健康管理、母性保護 （産前産後休暇等） （健康診査のための時間確保の義務づけ等） (5) ワークライフバランス対策
3．更年期	(1) 更年期における健康相談 (2) 乳がん対策
4．高齢期	(1) 骨粗鬆症対策 (2) 認知症施策

女性の健康の包括的支援における研究事業の位置付け

女性の健康の包括的支援に関する課題

○　女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策
○　女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
○　女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図ること　　等

平成２７年度より新設の研究事業

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

連携

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポートするための技術の開発、実用化に関する研究

今後の方向性

女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について取り組む。

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

WISE Project for Whole Implementation to Support and Ensure the female life

人生の各段階に応じてその心身の状況が大きく変化する女性の一生のステージごとの健康課題について病態の解明と予防および治療開発を目指します。

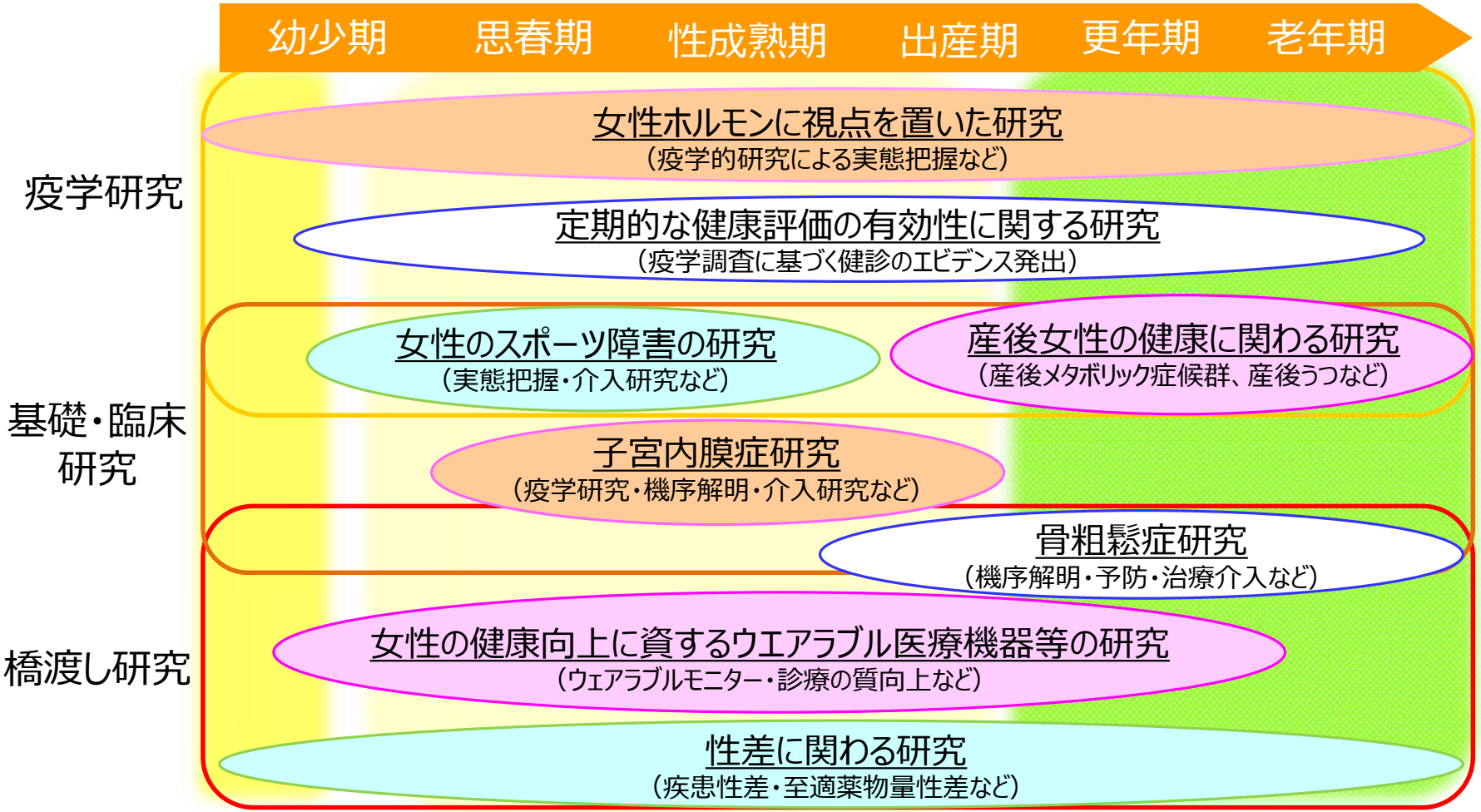

女性の健康推進室ヘルスケアラボ

女性の健康の支援のためには、正しい知識の普及・啓発が重要。多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、更年期に生じる様々な体調不良等に関して、正しい知識を分かりやすく発信するための情報基盤の整備を進めている。

「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」
http://w-health.jp/

厚生労働科学研究費補助金
女性の健康の包括的支援政策研究事業
「女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究」
研究代表者：藤井知行

女性の健康週間（3月1日～8日）について

女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援する。

- 厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベントを実施
- 平成29年度は平成30年3月1日に昭和女子大学で開催
- イベントでは、10代から気をつける女性の健康についての有識者にお話いただくとともに、モデル・女優として活躍中の安座間美優氏を交えてトークセッションを実施

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

１．個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・　再勧奨を行う（注）とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注）個別受診勧奨・再勧奨の対象
- 子宮頸がん検診：20～69歳の女性
- 乳がん検診：40～69歳の女性
- 胃がん検診：50～69歳の男女（胃部エックス線検査は40歳以上も可）
- 肺がん検診：40～69歳の男女
- 大腸がん検診：40～69歳の男女

２．子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

３．精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体：市区町村　　補助率：1/2

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

（受診勧奨の効果の事例）

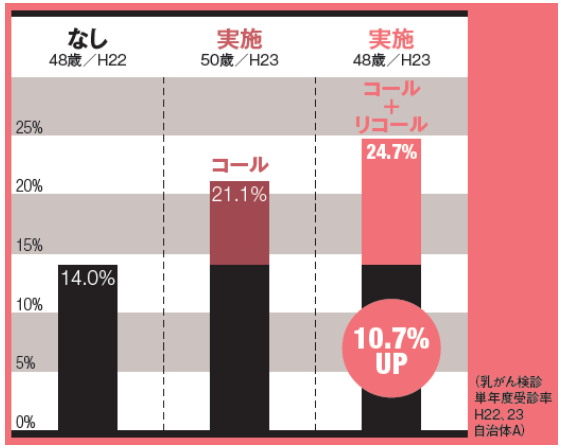

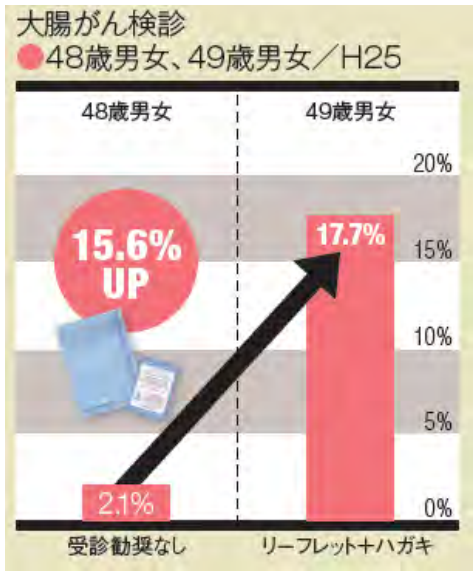

※がん検診受診率向上施策ハンドブック（厚生労働省）より

子ども家庭局

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

１．事業の概要

○	要旨	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
○	対象治療法	体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
○	対象者	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が４３歳未満である夫婦）
○	給付の内容	①１回１５万円（初回の治療に限り３０万円まで助成） 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、４０歳未満であるときは通算６回まで、４０歳以上４３歳未満であるときは通算３回まで助成 （凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものついては、１回７．５万円） ②男性不妊治療を行った場合は１５万円（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
○	所得制限	７３０万円（夫婦合算の所得ベース）
○	指定医療機関	事業実施主体において医療機関を指定
○	実施主体	都道府県、指定都市、中核市
○	補助率	１／２（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２）
○	予算額	平成３０年度予算１６３億円（平成２９年度予算１６０億円）

２．沿　革

平成１６年度創設	１年度あたり給付額10万円、通算助成期間２年間として制度開始
平成１８年度	通算助成期間を２年間→５年間に延長
平成１９年度	給付額を１年度あたり１回10万円・２回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
平成２１年度補正	給付額１回10万円→15万円に拡充
平成２３年度	１年度目を年２回→３回に拡充、通算10回まで助成
平成２５年度	凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
平成２５年度補正	安心こども基金により実施
平成２６年度	妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算６回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
平成２７年度	安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
平成２７年度補正	初回治療の助成額を15万→30万円に拡充 男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
平成２８年度	妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算６回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算３回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）

３．支給実績

平成１６年度	１７，６５７件
平成１７年度	２５，９８７件
平成１８年度	３１，０４８件
平成１９年度	６０，５３６件
平成２０年度	７２，０２９件
平成２１年度	８４，３９５件
平成２２年度	９６，４５８件
平成２３年度	１１２，６４２件
平成２４年度	１３４，９４３件
平成２５年度	１４８，６５９件
平成２６年度	１５２，３２０件
平成２７年度	１６０，７３３件
平成２８年度	１４１，８９０件

不妊専門相談センター事業

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 ・・・　不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

（1）夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
（2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
（3）不妊治療に関する情報提供
（4）不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 ・・・ 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国66か所（平成29年7月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院23か所（34%）、保健所19か所（28%）において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）不妊専門相談センターを平成 31 年度（2019 年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 予算額等

平成30年度予算　174百万円（基準額474,500円×実施月数）（補助率　国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○ 相談実績

平成28年度：22，347件（内訳：電話11,661件、面接7,673件、メール1,132件、その他1,881件）

（電話相談）　医師 14%、助産師 45%、保健師 25%、その他（心理職など）15%
（面接相談）　医師 40%、助産師 27%、保健師 14%、その他（心理職など）19%
（メール相談）医師 23%、助産師 37%、保健師 28%、その他（心理職など）12%
（相談内容）・費用や助成制度に関すること（9，720件）　・不妊症の検査・治療（5，491件）　・不妊の原因（1，228件）
・不妊治療を実施している医療機関の情報（1，401件）　・家族に関すること（1，267件）　・不育症に関すること（535件）
・主治医や医療機関に対する不満（626件）　・世間の偏見や無理解による不満（440件）

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
（不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

○ 事業内容

（1）身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
（2）相談指導を行う相談員の研修養成
（3）相談体制の向上に関する検討会の設置
（4）妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
（5）（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○ 実施担当者 ・・・ 医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国70ヵ所（平成29年7月1日時点） ※自治体単独11か所、（保健所33か所、助産師会・看護協会14か所、その他23か所含む）

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川越市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○ 予算額等 平成30年度予算 86百万円 （基準額 148,900円×実施月数）（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）
（夜間・休日加算の新設）

○ 相談実績 平成28年度：87，642件（内訳：電話38，507件、面接43，868件、メール3，960件、その他1，307件）

○ 相談内容 ・女性の心身に関する相談（27，701件） ・不妊に関する相談（106，089件） ・思春期の健康相談（8，742件）
・妊娠・避妊に関する相談（6，614件） ・メンタルケア（11，361件） ・婦人科疾患・更年期障害（471件） ・性感染症等（572件）

ヒアリング項目：　**女性の健康**

担当府省：厚生労働省

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P56　第６分野　生涯を通じた女性の健康支援 １　生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ２　妊娠・出産等に関する健康支援
女性活躍加速のための重点方針 2017 との関連	通し番号	148.150-151.154-155
	記載箇所	P22　Ⅱ　女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ３．生涯を通じた女性の健康支援の強化 （１）女性の健康増進に向けた取組 ①性差医療に関する調査研究 ②不妊治療に関する支援 ③女性の健康維持の促進に向けた取組
女性活躍加速のための重点方針 2016 との関連	通し番号	112.114-115
	記載箇所	P13　Ⅱ　女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ３．ライフイベントや性差に即した支援の強化 （１）女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進 ① ②
女性活躍加速のための重点方針 2015 との関連	通し番号	－
	記載箇所	－